

鴨川市国際交流員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 6 号

鴨川市国際交流員任用規則の一部を改正する規則

鴨川市国際交流員任用規則（平成 17 年鴨川市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「280,000 円」を「335,000 円」に改め、同項第 2 号中「300,000 円」を「345,000 円」に改め、同項第 3 号中「325,000 円」を「355,000 円」に改め、同項第 4 号中「330,000 円」を「月額 360,000 円」に改める。

第 14 条第 1 項第 9 号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に、「をする」を「等の」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。